

4/20  
開始

令和8年度

最大  
50万円

# 中小企業等 省エネ設備 導入支援 補助金



省エネを  
応援！



エネルギー価格の高騰対策とカーボンニュートラルに向けた温室効果ガス排出量削減を目的に、市内の対象事業者のみなさまが所有する設備を省エネ型に更新される際、補助金を交付いたします。

本補助金は、事業着手前に申請が必要です。

申請受付  
期間

2026年 2027年  
4/20(月) から 1/20(水) まで

※予算がなくなり次第  
終了します。

対象  
事業者

伊勢原市内に事業所を有する中小企業等

中小企業基本法に規定する中小企業者、学校法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人及び特定非営利活動法人、医療法人、社会福祉法人、中小企業団体の組織に関する法律に規定する中小企業団体

補助対象

省エネ・省CO2に貢献する設備更新(LED、空調、給湯設備、コンプレッサー等)。ただし、設備の更新は神奈川県内の事業所に発注することが条件です。

補助額

補助対象経費：更新する設備の設計費・設備費・設置工事費

補助額：定額30万円

✓ 市内に本店を有する法人又は個人事業主に発注した場合は 定額50万円  
(補助対象経費が補助額未満の場合はその額)

お問い合わせ

伊勢原市役所  
環境対策課

TEL： 0463-94-4737  
MAIL： kankyou@isehara-city.jp

詳細は裏面へ

# 令和8年度伊勢原市中小企業等省エネ設備導入支援補助金について

## 補助対象の事業者について

- 補助対象となる事業者は、市内に事業所を有する中小企業等です。
- 「中小企業等」とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者、学校法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人及び特定非営利活動法人、医療法人、社会福祉法人、中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項に規定する中小企業団体のことをいいます。

## 対象事業・設備

- 既存の設備と比較してエネルギー使用量の削減が図れる設備への更新（LED、空調、給湯設備、コンプレッサー等）※カタログ等により削減量を示してください。
- **設備の更新は、神奈川県内の事業所に発注することが条件です。**
- 設備の新規購入は対象外です。
- 令和7年度の伊勢原市中小企業等省エネ設備導入支援補助金において申請した設備と同一の種類の設備は対象外です。

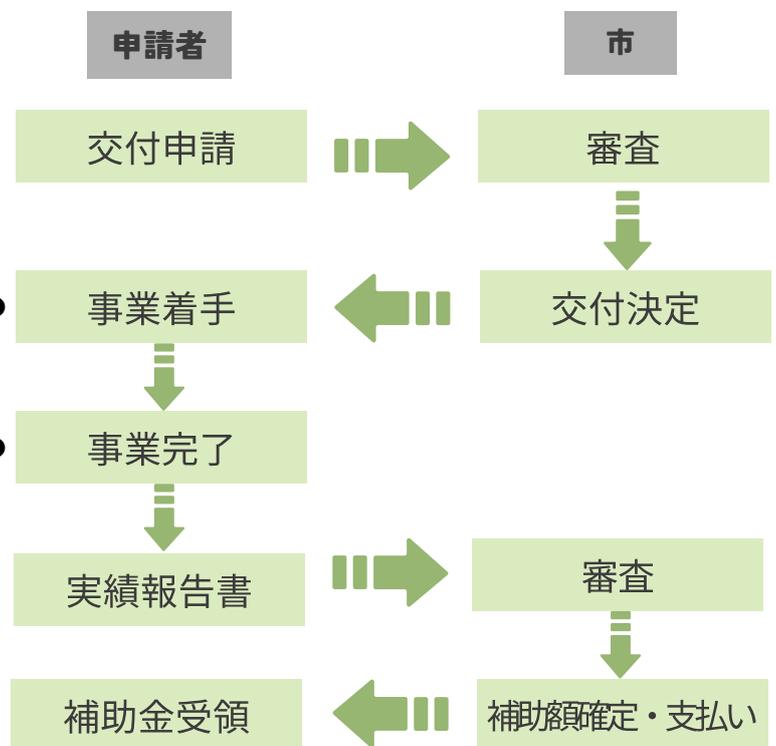
## 補助額

- 補助対象経費は設計費、設備費及び設置工事費です。撤去費や廃棄費用は対象経費に含まれません。
- 補助額：定額30万円  
※市内に本店を有する法人又は個人事業主に発注した場合は定額50万円
- 補助対象経費が補助額未満の場合はその額を補助します。

## 申請フロー

❗ 交付決定前に事業着手することは認められません。

令和9年2月19日までに  
設置工事&支払い完了の  
必要があります。



本補助金の申請は、原則としてオンライン申請となります。  
QRコードからホームページにアクセスし、申請フォームよりお申し込みください。

※HPは4月上旬公開予定です。



※本事業は物価高騰対応重点支援  
地方創生臨時交付金を活用した事業です